

各種給付金の請求を忘れていませんか？

- 給付金の請求は、事実発生から2年以内となっていますので、ご確認ください。
- 給付要件に該当するかどうか不明の場合は、教職員互助会に問合せ又は「令和7年度教職員互助会事業のお知らせ」（互助会ホームページ・スマートスクールネットに掲載）をご覧ください。
- 請求書は所属事務担当者に依頼し、「共済・互助会システム」で作成してください。

※「共済・互助会システム」にない請求書は、互助会ホームページから様式をダウンロードしてください。

※添付書類は**原本**が必要です。

※互助会ホームページのパスワードは、施設利用券つづりの表紙の裏にも記載しています。



☆臨時的任用職員（フルタイム）、再任用職員（フルタイム）、育児休業代替職員の方も各種給付金の請求ができます。

生涯生活設計セミナー事業を開催

- 動画配信による「生涯生活設計セミナー（退職準備型）」と「経済生活設計セミナー（経済生活設計型）」を実施します。詳しくは、令和7年5月20日付石教互第22号をご覧ください。

ご自身の今後の生涯生活設計にお役立てください。

- 対象者：対象年齢の互助会会員又は現職の公立学校共済組合組合員の希望者
※配偶者の方も対象となります
退職準備型 55歳以上
経済生活設計型 20歳～30歳代
- 視聴期間：令和7年7月28日（月）～8月24日（日）
- 申込期限：令和7年6月25日（水）

